

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書を次のとおり提出するものとする。

令和 6 年 9 月 1 3 日 提出

議会運営委員長 大 西 陽

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食を強みに我が国の食料供給地域としての役割を担うとともに、特有の歴史・文化や気候風土などを有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指しています。

しかしながら、本道の道路を取り巻く環境は、高規格道路におけるミッシングリンクをはじめ、自然災害に伴う交通障害、幹線道路や通学路における交通事故、道路施設の老朽化など、多くの課題を抱えています。

これらの課題を解消し、「食」や「観光」に関連する地域が持つ潜在力を最大限発揮させるためには、平常時・災害時を問わない安定した物流や、広域周遊観光を支える道路ネットワークが必要不可欠です。加えて、積雪寒冷地である本道では、安定した除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を確保することが必要です。

そのため、地方財政が依然として厳しく、また資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも、道路整備・管理に必要な予算を安定的に確保することが重要です。

よって、国においては、本年発生した能登半島地震や切迫する日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震を踏まえ、高規格道路から市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策など、国土強靱化の取組をより一層推進するため、下記事項について特段の措置を講ずるよう強く要望します。

記

1. 賃金水準などの上昇も加味した上で、山積する道路整備の課題に対応していくため、新たな財源の創設及び必要な予算を確保すること。
2. 防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策の推進はもとより、その後も切れ目なく継続的・安定的に取組を進めるため、国土強靱化実施中期計画を令和 6 年内の早期に策定し、必要な予算・財源を別枠で確保すること。
3. 人流、物流の活性化に向けた高規格道路におけるミッシングリンクの解消や、高規格道路と直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築、暫定 2 車線区間の 4 車線化や耐震補強等の機能強化など、国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワーク整備を推進すること。
4. 国土強靱化の事業計画等に基づく橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進し、予防保全による道路メンテナンスへ早期に移行するため、維持管理・更新事業に必要な技術的支援の拡充や予算を長期安定的に確保すること。

また、近年の異常気象により、積雪寒冷地においては、凍結融解の繰り返しによる舗装の損傷が著しいことから、これに対応する制度の創設や財政支援の充実・強化を図ること。

5. 冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進な

- ど、地域の暮らしや経済活動を支える道路の整備や管理の充実を図ること。
6. 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び各開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 6 年 9 月 13 日

士 別 市 議 会

(提出先) 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、
国土強靱化担当大臣、衆議院議長、参議院議長

改正食料・農業・農村基本法の実効性確保等に関する意見書について

改正食料・農業・農村基本法の実効性確保等に関する意見書を次のとおり提出するものとする。

令和 6 年 9 月 1 3 日提出

議会運営委員長 大 西 陽

改正食料・農業・農村基本法の実効性確保等に関する意見書

農業をめぐっては、近年の自然災害の多発化による食料不足・農地の損失、コロナ禍による輸入制限や国内在庫滞留などが発生し、ウクライナ侵攻や中東情勢の混迷など世界経済の不安定化から食料調達の激化とともに、円安などの影響も相まって、食料やエネルギーの価格高騰が依然として続いています。さらに、世界的な気象変動による食料生産への影響が大きく、昨年では猛暑等の影響で品質低下・収量減を招き、本年も各地で高温や局地的な豪雨などで、食料を持続的かつ安定的に供給することが不安視されています。

こうした中、制定から 25 年が経過した農政の憲法と呼ばれる食料・農業・農村基本法は、新たに食料安全保障の確保や環境と調和のとれた食料システムの確立を基本理念に盛り込むなど条文の一部を改正し、今国会で成立しました。

しかしながら、生産現場では世界情勢の変化に対応した輸入に頼らない国内農業生産の増大を基本とした、抜本的な政策の見直しを期待しましたが、食料自給率目標が一度も達成されなかったなど、これまでの農政が十分に検証されず、納得しがたいとの声が上がっています。今後、来年 3 月までに改訂する基本計画に向けては、国内農畜産物の安定供給のほか、食料自給率向上を図る国内農業生産の基盤強化や食料安全保障としての予算確保が重要となっています。

また、適正な価格形成については、需給や品質を反映して値決めする基本は維持し、最終的な価格は当事者間の交渉に委ねるとしていることから、生産現場が求める再生産可能な価格形成となるかは不透明であり、生産コストを補えない分は所得補償制度の導入などが求められています。

よって、国においては、将来にわたり持続可能な農業の発展を図り、生産現場の意見に寄り添った農政の確立に向け、食料・農業・農村基本計画の改訂などの改正基本法の実効性確保など、下記事項を実現するよう強く要望します。

記

1. 改正基本法に基づく次期基本計画の改訂にあたっては、食料安全保障の強化に向けて農業予算を拡充するとともに、国内農業生産の増大を図る意欲的な目標値を設定し、年一回の目標達成の状況調査・公表のみならず、未達成品目の実効性を確保する具体的な施策を講ずるなど食料自給率の向上に努めること。
2. 適正な価格形成について、生産現場が求めるコスト上昇分を価格転嫁した場合、消費減退などを招くことや、最終的な価格は当事者間の交渉に委ねるとしていることから、一方的に消費者へ負担させるのではなく、生産コストを賄えない恒常的な赤字分については、再生産を可能とする所得補償制度を導入すること。
3. 我が国最大の食料供給地域である本道を、食料安全保障の確保に向けた重点地域と位置づけるとともに、食料の安定供給を図る農村地域の維持・発展に資するため、

産業政策と地域政策を車の両輪として一体的に推進し、地域コミュニティの維持、農村への移住・定住促進や労働力の確保、環境保全の取組など農村政策を拡充・強化すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 6 年 9 月 13 日

士 別 市 議 会

(提出先) 内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、衆議院議長、参議院議長